

公立大学法人大分県立看護科学大学理事会運営規程

平成18年4月1日
規程第 5 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学定款（以下「定款」という。）第13条第1項に規定する理事会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営審議会及び教育研究審議会の先議)

第2条 理事会において定款第16条各号に規定する事項について審議しようとする場合は、原則として、あらかじめ当該事項に係る経営審議会及び教育研究審議会の意見を聴くものとする。

(議長の職務代理)

第3条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する理事がその職務を代理する。

(構成員以外の者の出席)

第4条 議長が必要と認めたときは、理事会に構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 理事会の事務は、事務局総務グループにおいて処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営等に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。